

秋田県防災士養成事業 実施要領

1 目的

県民の防災に対する意識の啓発、知識及び技能の習得・向上を図るため、地域での防災活動の中核となる人材としての防災士を養成し、地域の防災力の向上を図ることを目的とする。

2 防災士養成研修講座の実施

県は、認定特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）が行う「防災士養成研修実施機関の認証」を受けるために申請を行い、研修実施機関として研修講座を実施する。

3 受講対象者

次のいずれかに該当し、市町村からの推薦を受けた者とする。なお、学生・生徒、教育機関等に従事する教職員、自治体職員等については、この限りでない。

① 秋田県内の自主防災組織に所属し、又は新規に設立する予定のある者で、中核となって活動できる者。

② その他県又は市町村が必要と認めた者

ただし、「防災士資格取得に係る特例」に該当する者は、本事業の募集対象から除く。

※ 特例該当者は、特例申請の対象（養成研修の受講及び研修履行の認定、資格取得試験合格の免除等）となるため、本事業の募集対象外とする。

「防災士資格取得に係る特例」該当者

- ・自衛官（予備自衛官及び即応自衛官を含む。）で、3尉以上の階級者（退職者を含む。）
- ・自衛官（予備自衛官及び即応自衛官を含む。）で、3曹以上・准尉以下の階級者（退職者を含む。）
- ・警察官で、警部補以上の階級者（退職者を含む。）
- ・警察官で、巡査部長の階級者（退職者を含む。）
- ・消防吏員で、消防士長以上の階級者（退職者を含む。）
- ・消防吏員で、消防副士長及び消防士の階級者（退職者を含む。）
- ・消防団員として分団長以上の階級者（退職者を含む。）
- ・日本赤十字社救急法救急員（指導員を含む。）

4 募集定員

おおよそ65名程度（原則として、市町村からの推薦を受けた者を優先とする。）

なお、地域防災における男女共同参画推進の観点から、女性の積極的な参加を呼びかける。

5 受講に係る費用

受講者は、次の費用を受講料として負担する。

- (1) 防災士教本代金
- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士認証登録料

なお、上記費用のほか、救急救命講習に係る費用を負担する場合がある。

6 受講要件

- (1) 会場研修で行う全カリキュラムを受講すること。
- (2) 全 25 項目のうち、会場研修で行うカリキュラムに含まれない講目について、履修確認レポートを提出すること。
- (3) 防災士資格取得試験に合格し、防災士認証登録申請を行うこと。
- (4) 全国の消防機関、日本赤十字社等が実施する救急救命講習（座学と心肺蘇生法、AED を含む。）を受講して修了証、受講証等（デジタル修了書を含む。以下「修了証」という。）を取得すること。

※(4)の救急救命講習の基準は、消防機関の普通救命講習Ⅰ又はⅡと同等のものとし、修了証は、防災士認証登録申請時において、5年以内に発行されたものかつ発行団体が定めた有効期限内のものとする。

- (5) 会場研修開催前までに救急救命講習を受講すること。

※ただし、(4)に定める修了証を既に有している方は除く。

7 業務分担

- (1) 県が実施する業務

県は、防災士養成研修講座を開催するに当たり、次の業務を行う。なお、オからキまでについては、日本防災士機構が定める養成機関に業務を委託する。

- ア 実施日程の決定
- イ 研修会場の確保
- ウ 受講者の決定
- エ 受講者名簿の作成
- オ 研修講座の企画・運営に関すること。
- カ 研修講座の実施に関すること。
- キ 日本防災士機構への各種申請等

- (2) 市町村が実施する業務

- ア 受講者の推薦
- イ 受講者変更時の県への報告
- ウ 受講者への支援（救急救命講習の受講ほか）
- エ その他関係書類の受講者への送付及び県への提出等

附則

この要領は、令和5年6月2日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 5 月 8 日から施行する。